

議 案 第 2 号

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年6月17日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公の施設の指定管理者の指定に当たり、専門家や有識者等、外部の委員を登用し、指定管理者の指定手続きにおいて、公平性・透明性を向上させるため。

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第12条」を「、第12条及び第14条」に改める。

第4条中「の各号」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、第2条第2号に該当すると認める場合を除き、第14条に規定する指定管理者候補者審査委員会に諮問しなければならない。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（指定管理者候補者審査委員会）

第14条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者が第4条第1項に規定する基準に合致するか否かについて調査審議させるため、松戸市指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員6人以内で組織し、市長が必要の都度委嘱し、又は任命する。
- 3 委員は、その者の委嘱又は任命に係る調査審議が終了したときは、その職を解かれるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市指定管理者候補者審査委員会委員	日額 8,500円
--------------------	-----------